

# 企業は情報管理徹底を

## マイナンバー制度 来年1月施行

10月1日以降、社会保障・税番号制度(マイナンバー)により、個人と企業などの法人に特定の番号が通知される。企業は2016年1月1日から従業員に支払う給与などの関係書類にマイナンバーを記載する義務が生じる。この半年間で企業は、社員教育の徹底や個人情報を取り扱う規定の制定、情報システムの変更など対応を急ぐ必要があると見られる。顧客情報を保管する建設会社も厳格な管理が求められる。もしマイナンバー情報の取り扱いに不正が発覚した場合は厳罰に処される可能性もある。

### 顧客・個人データ流出

札幌学院大の赤羽特任教授 厳罰適用に警鐘

社会保障と税に関する情報を一元管理するマイナンバー法は13年5月に成立した。10月1日から個人は12桁、法人には13桁のマイナンバーが通知され、申請するとマイナンバーのICカードが発行される。

になると、企業は源泉徴収票や社会保険料、給与支払いなど法定帳票に必ずマイナンバーを記載しなければならない。取引企業との契約などでも、企業のマイナンバーを記載することになる。

一企業はこの半年間にやるべきことがたくさんある。安全管理をおろそかにすると処罰されるので注意が必要だ」と語るのは、札幌学院大の赤羽幸雄特任教授。理事長を務める戦略経営ネットワーク協同組合がマイナンバー対策講座を開き、従業員にマイナンバーの提出

漏えいや盗用、転売などを防ぐ社員教育の実施や規定を制定。パソコンで管理する情報システムを変更するよう対応を求めている。

建設業も顧客情報を取り扱う企業が多いが、赤羽特任教授は「個人情報

保護法を順守しているかなど、タイプに応じた取り組みが必要になる。場合によってはプライバシー制度や国際規格のISMS(情報セキュリティマネジメント)を取得しなければならない」と話す。

法人は任意団体の協会や組合でも、職員への給与支払いや講師への謝金提供などがあればマイナンバーを取得する登録申請が必要になる。会員や組合員の法人マイナンバーを収集しておくことも大切だ。

個人情報保護法と異なり、罰則も強化されている。悪質な場合は4年以下の懲役または200万円以下の罰金刑が科される。「3年以下なら執行猶予が付くが、4年は実刑を意味する。それだけ厳格だ。個人情報データを紛失し、謝罪するケースがあるが、今後は謝罪では済まなくなる」と(赤羽特任教授)と言う。

企業には選任する税理士や社会保険労務士への監督責任も生じる。「過去にないリスクを企業が背負うことになる。中小企業ほど負担は大きい」と、赤羽特任教授は入念な準備を呼び掛けている。



マイナンバー制度のホームページ。ふんわりとしたイメージ広報だが、企業には負担がずしりとのしかかりそうだ